

○航空自衛隊の旗に関する達

昭和57年6月4日 航空自衛隊達第18号
航空幕僚長 空将 生田目 修

改正	昭和59年2月17日	航空自衛隊達第7号	平成19年1月5日	航空自衛隊達第1号
	昭和63年12月28日	航空自衛隊達第29号	平成19年8月31日	航空自衛隊達第41号
	平成元年3月16日	航空自衛隊達第25号	平成21年7月31日	航空自衛隊達第32号
	平成12年3月29日	航空自衛隊達第10号	平成25年3月26日	航空自衛隊達第31号
	平成13年5月30日	航空自衛隊達第24号	平成26年7月31日	航空自衛隊達第69号
	平成15年3月26日	航空自衛隊達第8号	平成29年6月23日	航空自衛隊達第27号

自衛隊の旗に関する訓令（昭和47年防衛庁訓令第3号）第21条の規定に基づき、並びに同訓令第3条及び第5条の規定を実施するため航空自衛隊の旗に関する達を次のように定める。

航空自衛隊の旗に関する達

（趣旨）

第1条 この達は、航空自衛隊において使用する旗の備付け、取扱い及びその他必要な事項を定めるものとする。

（備付け）

第2条 自衛隊の旗に関する訓令（以下「訓令」という。）第3条第1号、第6号及び第11号の航空幕僚長の定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部隊等（以下「備付部隊等」という。）とする。

- (1) 訓令第3条第1号の航空幕僚長が定めるもの 別表第1に掲げる部隊等
- (2) 訓令第3条第6号の航空幕僚長の定めるもの 別表第2に掲げる部隊等
- (3) 訓令第3条第11号の航空幕僚長が定めるもの 航空幕僚監部

（国旗掲揚台）

第3条 国旗掲揚台は、通常、基地及び分屯基地（以下「基地等」という。）内の主要な建物の屋上に約10メートルの高さの柱を立て、又は司令部等（司令部、群本部及び隊本部をいう。）の庁舎の前の適当な場所に地上約20メートルの高さの柱を立てて設置するものとする。

（他自衛隊と共同して使用する地区の国旗の掲揚）

第4条 訓令第5条第1項第1号のイ及び第2号のイに規定する航空幕僚長の指定

するものは、他自衛隊と共同して使用する地区の基地等とし、この場合の国旗の掲揚時間は、基地司令及び分屯基地司令（以下「基地司令等」という。）が、当該地区の他自衛隊の部隊等の長又は駐屯地司令及び分屯地司令と協議として決定するものとする。

（旗衛隊員）

第5条 訓令第5条第4項に規定する幕僚長が必要と認める場合は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 基地等において国旗を掲揚し、及び降下する場合
- (2) 部隊用国旗を使用する場合で部隊等の長が必要と認めるとき。

（旗手及び旗衛隊員の差し出し等）

第6条 旗手は1名、旗衛隊員は2名とし、差出要領等については、基地司令等の定めるところによる。

（国旗の掲揚及び降下）

第7条 掲揚用国旗の掲揚及び降下は、基地当直幹部が旗手及び旗衛隊員に命じて実施するものとする。

- 2 国旗を掲揚し、及び降下する場合は、国歌又はラツパ譜「君が代」を奏するのを例とする。

（儀式における国旗の使用等）

第8条 儀式（室内で行うものを除く。次項及び第3項において同じ。）において部隊用国旗を使用するときは、儀式の開始後に部隊用国旗を迎え、儀式の終了に先立ち見送るのを例とする。

- 2 儀式において使用する部隊用国旗の位置は、参列部隊の中央とする。この場合において、中央とすることができないときは、参列部隊に正対した、執行者又は受礼者の側方の適宜の位置とする。
- 3 儀式において使用する部隊用国旗に敬礼を行う場合における当該国旗の位置は、参列部隊の中央前方とする。この場合において、国歌又はラツパ譜「君が代」を奏するものとする。
- 4 室内で行う儀式において使用する部隊用国旗は、あらかじめ壁に掲げ、又は三脚架に立てて置くものとする。

（保管場所）

第9条 旗の保管場所は、別表第3に定めるとおりとする。

（委任規定）

第10条 この達の実施に関し必要な事項は、部隊等の長及び基地司令等が定める。

附 則

この達は、昭和57年6月4日から施行する。

附 則（昭和59年2月17日航空自衛隊達第7号）

この達は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年12月28日航空自衛隊達第29号）

この達は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則（平成元年3月16日航空自衛隊達第25号）

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成12年3月29日航空自衛隊達第10号）

この達は、平成12年3月31日から施行する。

附 則（平成13年5月30日航空自衛隊達第24号）

この達は、平成14年3月1日から施行する。ただし、第2条の旗の備え付けに関する規定のうち、隊旗については、隊旗が部隊に到着した日以降適用するものとする。

附 則（平成15年3月26日航空自衛隊達第8号抄）

1 この達は、平成15年3月27日から施行する。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）

1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月31日航空自衛隊達第41号）

この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年7月31日航空自衛隊達第32号抄）

1 この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成25年3月26日航空自衛隊達第31号抄）

1 この達は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成25年3月26日航空自衛隊達第31号抄）

1 この達は、平成25年3月26日から施行する。

附 則（平成26年7月31日航空自衛隊達第69号）

1 この達は、平成26年8月1日から施行する。

附 則（平成29年6月23日航空自衛隊達第27号）

1 この達は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

種 類	備 付 部 隊 等
掲揚用国旗（祝日用、通常用、荒天用）	基地業務を担当する部隊並びに機関及び地方機関
部隊用国旗	防衛大臣直轄部隊、航空総隊司令官直轄部隊、航空方面隊司令官直轄部隊、警戒群、警戒隊、基地業務を担当する高射隊及び救難隊、航空支援集団司令官直轄部隊、航空教育集団司令官直轄部隊、航空開発実験集団司令官直轄部隊並びに機関及び地方機関並びに航空幕僚監部

別表第2（第2条関係）

種 類		備 付 部 隊 等
指 揮 官 旗	航空総隊司令官旗	航空総隊司令部
	航空方面隊司令官旗	航空方面隊司令部
	航空支援集団司令官旗	航空支援集団司令部
	航空教育集団司令官旗	航空教育集団司令部
	航空開発実験集団司令官旗	航空開発実験集団司令部
	航空救難団司令旗	航空救難団司令部
	航空戦術教導団司令旗	航空戦術教導団司令部
	航空団司令旗	航空団司令部
	航空警戒管制団司令旗	航空警戒管制団司令部
	第1輸送航空隊司令旗	第1輸送航空隊司令部
	飛行開発実験団司令旗	飛行開発実験団司令部
	航空医学実験隊司令旗	航空医学実験隊
	航空安全管理隊司令旗	航空安全管理隊
	隊 旗	航空自衛隊旗
編制部隊旗（甲）		編制上1等空佐を長とする編制部隊
編制部隊旗（乙）		編制上2等空佐を長とする編制部隊
編制部隊旗（丙）		編制上3等空佐を長とする編制部隊

編制単位群部隊旗 (甲)	編制上 1 等空佐を長とする編制単位群部隊
編制単位群部隊旗 (乙)	編制上 2 等空佐を長とする編制単位群部隊
編制単位部隊旗 (甲)	編制上 1 等空佐を長とする編制単位部隊
編制単位部隊旗 (乙)	編制上 2 等空佐を長とする編制単位部隊
編制単位部隊旗 (丙)	編制上 3 等空佐を長とする編制単位部隊
編制単位部隊旗 (丁)	編制上尉官を長とする編制単位部隊

別表第3（第9条関係）

種 類	保 管 場 所
部隊用国旗、指揮官旗及び隊旗 （航空自衛隊旗を除く。以下同 じ。）	当該部隊等の長の執務室
掲 揚 用 国 旗	1 当該基地司令等の執務室 2 1により難しい場合は、基地当直室に保 管することができる。
航空幕僚長旗及び航空自衛隊旗	航空幕僚長執務室
国 連 旗 等	航空幕僚監部総務部総務課